

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	覚醒剤取締法			法令番号	昭和26年法律第252号		
手続名	覚醒剤施用機関等の指定（1）			根拠条項	第4条第2項		
審査基準	<p>覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定は、病院若しくは診療所又は研究所ごとに、覚醒剤取締法第3条の「指定の要件」、同法施行規則第1条の「指定基準」に基づき審査するとともに、同法に基づき目的、必要性、使用方法、保管方法等について総合的に審査して、適当と認める場合に行う。</p> <p>なお、覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な場合には、指定に条件を付すことがある。</p> <p>1 指定の要件 次の各号に掲げる資格を有するもののうち適当と認めるもの。 ① 覚醒剤施用機関については、精神病院その他診療上覚醒剤の施用を必要とする病院又は診療所 ② 覚醒剤研究者については、覚醒剤に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤の使用を必要とする者</p> <p>2 指定基準 次の各号に掲げる基準に適合するもの。 ① 覚醒剤施用機関にあつては、精神科若しくは医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及び二（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻いんこう科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚醒剤の施用が特に必要と認められるものであること。 ② 覚醒剤研究者にあつては、医学、薬学、化学、応用化学その他の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、覚醒剤の使用が特に必要と認められるものであること。</p> <p>3 保管管理基準（覚醒剤取締法第22条） 次の各号に掲げる基準に適合するもの。 ① 覚醒剤施用機関の管理者又は覚醒剤研究者は、その所有し又は管理する覚醒剤をその病院若しくは診療所又は研究所内において保管しなければならない。 ② 前号の保管は、かぎをかけた堅固な場所において行わなければならない。</p>						
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 10日
						標準経由期間 日	17-1

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	覚醒剤取締法			法令番号	昭和26年法律第252号			
手続名	覚醒剤施用機関等の指定（2）			根拠条項	第4条第2項			
審査基準	<p>4 指定申請書及び添付書類等</p> <p>覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定を受けようとする者は、病院若しくは診療所又は研究所ごとに、次に定める申請書及び添付書類等を県知事に提出しなければならない。</p> <p>① 覚醒剤取締法施行規則第2条に定める申請書</p> <p>② 上記1から3までの各事項について、具備していることを示す書類等</p> <p>③ 覚醒剤研究者は、申請者の履歴書及び研究の計画書</p> <p>④ その他審査に必要な書類等</p>							
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 10日 標準経由期間 日	目次 No.